

苫小牧市経営継続支援事業 Q&A

(令和2年8月3日 時点)

1 給付条件について

- Q1-1 給付対象を教えてください。
- Q1-2 給付要件を教えてください。
- Q1-4 NPO（又は団体・組合）も対象になるのか。
- Q1-5 医療法人は対象になるのか。
- Q1-6 複数の事業を行っている場合は事業数分の申請は可能か。
- Q1-7 支給対象外となる場合はありますか。

2 支援内容について

- Q2-1 どのような支援を受けられるのか。
- Q2-2 業務用水道料金・下水道使用料の2か月分は具体的に何月分なのか。
- Q2-3 複数店舗を経営している場合は各店舗で支援を受けられるのか。

3 提出書類の内容について

- Q3-1 事業収入の減少は何を用いて確認するのか。
- Q3-2 事業収入の減少となる期間はいつか。
- Q3-3 確定申告は白色申告でも提出できるのか。
- Q3-4 確定申告の納税地が苫小牧市ではないが申請は可能か。
- Q3-5 税務署から確定申告の記載で「給与」「雑収入」での記載を指導されたが、事業収入がゼロの場合申請はできないのか。
- Q3-6 確定申告書がないが申請は可能か。
- Q3-7 確定申告の押印がない場合、併せて「納税証明書」を添付すれば認められるか。
- Q3-8 確定申告を電子申請（e-Tax）で行っている場合、どの書類を提出すればよいのか。

4 申請期間、方法などについて

- Q4-1 申請期間はいつまでか。
- Q4-2 電子申請は可能か。

1 給付条件について

Q1-1 給付対象を教えてください。

- A 市内に主たる事業所がある中小・小規模事業者のうち、
《法人》法人税の納税地が苫小牧市であり、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。資本金の額又は出資の総額の定めがない法人の場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下であること。
《個人》苫小牧市内に住所を有しているか、令和元年度所得税の納税地が苫小牧市であること。

Q1-2 給付要件を教えてください。

- A 令和2年3月までに創業した事業者で、今後も事業を継続する意思があり、令和2年1月～12月までの期間のうち、事業収入が30%以上50%未満減少している事業者を対象とします。
創業年月日によって、事業収入の比較の方法が異なります。詳しくは申請の手引きをご確認ください。

○令和元年12月以前に創業した方
申請日の属する前月までのひと月と前年の同月を比較

○平成31年1月から令和元年12月に創業した方
創業月から令和元年12月までの平均収入と対象月を比較

○令和2年1月～3月に創業した方
創業月から令和2年3月までの平均収入と対象月を比較

Q1-4 NPO法人（又は団体・組合）も対象になるのか。

- A 申請の要件を満たし、提出書類が整うようであれば対象になります。ただし、任意団体や宗教法人は適用になりません（国の持続化給付金に準ずる）。

Q1-5 医療法人は対象になるのか。

- A 資本金の額又は出資の総額が10億円未満、それらが定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であれば、「医療法人社団」、「医療法人財団」とともに申請対象となります。（個人開業医も対象）

Q1-6 複数の事業を行っている場合は事業数分の申請は可能か。

A 法人の場合は1法人格あたり1回の申請です。個人の場合にも1個人あたり1回の申請となります。なお、法人と個人事業であれば別の事業主と捉えることとなりますのでその場合であれば、それぞれ申請は可能です。

Q1-7 給付対象外となる場合はありますか。

A 以下のいずれかに該当する方は給付対象外となります。

- 申請日において国の持続化給付金、市の中小事業者持続化支援金を申請している。
- 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年苫小牧市条例33条）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当する。
- その他、性風俗関連特殊営業、性風俗に係る接客業務受託業、宗教上の組織もしくは団体などは国の基準と同様に支援の対象外としております。

2 支援内容について

Q2-1 どのような支援を受けられるのか。

A 1事業者につき、経営継続支援金10万円を給付し、本市と契約のある業務用水道料金・下水道使用料を2か月分減免します。

Q2-2 業務用水道料金・下水道使用料の2か月分は具体的に何月分なのか。

A 支援金給付決定後の、次回支払い分となります。

Q2-3 複数店舗を営んでいる場合は各店舗で支援を受けられるのか。

A 1法人格、1個人で1回のみ申請となるため、支援金についても1法人、1個人に対して10万円の支給となります。なお、同一人物が法人と個人事業を行っている場合、又は2つの法人格がある場合は、それぞれ別の事業主と捉えることとなります。また、業務用水道料金・下水道使用料の減免については経営する全店舗が対象となります。申請時には、店舗情報の記入漏れがないようお気を付けください。

3 提出書類の内容について

Q3-1 事業収入の減少は何を用いて確認するのか。

A 確定申告書類や帳簿等をもとに確認します。
帳簿等は、経理ソフトからの抽出やエクセルデータ、手書きの帳簿でも構いません。

Q3-2 事業収入の減少となる期間はいつか。

A 令和2年1月から12月までの期間のうち、申請日の属する月の前月までの期間を対象とし、事業収入の減少が確認できる任意の月を選択し、申請することができます。

Q3-3 確定申告は白色申告でも提出できるのか。

A 白色申告でも提出書類として認められます。ただし、月別の事業収入が確認できないことから、前年の比較対象月は年間の売上から月平均を算出したものとなります。

Q3-4 法人だが、確定申告の納税地が苫小牧市ではないが申請は可能か。

A 原則として、確定申告の納税地で判断します。
苫小牧市が納税地でない場合には、主たる事務所が苫小牧市内であると判断できる書類を添付してください。（履歴事項全部証明書の写しなど）

Q3-5 税務署から確定申告の記載で「給与」「雑収入」での記載を指導されたが、事業収入がゼロの場合申請はできないのか。

A 想定する事業収入を給与や雑収入で記載している場合には、生業として続けている事業であることを示す書類をご提出していただくこととなります。例えば事業としての契約を行った任意の契約書を1部提出していただくこととなります。

Q3-6 確定申告書がないが申請は可能か。

A- 1 （直前の事業年度の確定申告が完了していない場合）

直前の事業年度の確定申告の申告期限前である場合や申告期限が延長されている場合などは、「2事業年度前の確定申告書類」をご提出いただくことで申請が可能です。

A- 2 （個人の場合で確定申告の義務がない場合）

令和元年分の市民税・道民税の申告書類の控え（収受印の押されたもの）を提出してください。また、令和元年分の申告が完了していない場合は、平成30年分の申告書類の控え（収受印の押されたもの）提出してください。

Q3-7 確定申告の押印がない場合、併せて「納税証明書」を添付すれば認められるか。

A 押印のない確定申告と提出する確定申告の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のある者もの）をあわせ提出していただくことで収受印の代わりとして認めております。

Q3-8 確定申告を電子申請（e-Tax）で行っている場合、どの書類を提出すればよいか。

A e-Taxの「受信通知」及び確定申告書類の控えをご提出ください。「受信通知」はe-Taxのホームページから確認することができます。

4 申請期間、方法などについて

Q4-1 申請期間はいつまでか。

A 令和3年2月26日（金）までの受付となっております。郵送での提出については同日の消印有効です。

Q4-2 電子申請は可能か。

A 電子申請は行っておりません。ホームページから申請書をダウンロードしていただくか、市役所9階緊急経済対策給付金室の窓口にて配布しております。

《問い合わせ先》

苫小牧市 緊急経済対策給付金室 経営継続支援事業担当

（電話）0144-32-6445

（受付時間）午前8時45分から午後5時15分まで（平日）